

令和3年 第2回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年2月25日（木）13:30

と ころ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第3号 琴浦町学校給食費徴収条例の制定について

議案第4号 琴浦町社会体育施設条例の一部改正について

議案第5号 琴浦町カウベルホール条例の廃止について

議案第6号 琴浦町人権尊重の社会づくり条例の制定について

議案第7号 琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の制定について

議案第8号 琴浦町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について

議案第9号 琴浦町障がい児就学指導委員会運営規則の廃止について

議案第10号 琴浦町カウベルホール管理運営規則の廃止について

議案第11号 琴浦町学校給食等補助金交付要綱の廃止について

議案第12号 琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部改正について

議案第13号 琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の  
一部改正について

議案第14号 琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱の制定について

議案第15号 琴浦町中学生英語検定補助金交付要綱の一部改正について

議案第16号 琴浦町共同学校事務室運営要綱の一部改正について

議案第 17 号 令和 2 年度補正予算要求について

議案第 18 号 令和 3 年度予算要求について

議案第 19 号 財産の取得について（特別史跡齋尾廃寺跡追加指定地）

議案第 20 号 学校給食費不納欠損処分について

議案第 21 号 学校給食費不納欠損処分について

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

臨時会：令和 3 年 3 月 10 日（水） 時 分～

次回定例会：令和 3 年 3 月 日（ ） 時 分～

議案第 3 号

琴浦町学校給食費徴収条例の制定について

琴浦町学校給食費徴収条例を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 25 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、琴浦町立小学校及び中学校において、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)の規定に基づき町が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の徴収)

第2条 町長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第3条 学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内において、規則で定める一食当たりの額に当該年度において当該児童又は生徒が学校給食を受ける回数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(給食費に相当する経費の徴収)

第4条 町長は第2条に定める者のほか、教職員、給食調理員その他の者に必要に応じて学校給食を提供することができる。この場合において、町長は、学校給食の提供を受けた者から学校給食費に相当する経費を徴収する。

2 前項の学校給食費に相当する経費の額及び徴収方法については、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。

議案第 4 号

琴浦町社会体育施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町社会体育施設条例（平成 16 年琴浦町条例第 106 号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町社会体育施設条例の一部を改正する条例

琴浦町社会体育施設条例(平成16年琴浦町条例第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">施設場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字浦安119番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第9条関係)</p>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地	略	琴浦町立東伯武道館	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">施設場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字浦安119番地</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">琴浦町東伯勤労者体育センター</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字徳万579番地2</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">琴浦町赤碕勤労者体育センター</td> <td style="text-align: center;">琴浦町大字太一垣43番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">琴浦町立東伯武道館</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">琴浦町東伯勤労者体育センター</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="text-align: center;">琴浦町赤碕勤労者体育センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第9条関係)</p>	施設名	施設場所	略		琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地	琴浦町東伯勤労者体育センター	琴浦町大字徳万579番地2	琴浦町赤碕勤労者体育センター	琴浦町大字太一垣43番地1	略	琴浦町立東伯武道館	琴浦町東伯勤労者体育センター	琴浦町赤碕勤労者体育センター
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
略																							
琴浦町立東伯武道館																							
施設名	施設場所																						
略																							
琴浦町立東伯武道館	琴浦町大字浦安119番地																						
琴浦町東伯勤労者体育センター	琴浦町大字徳万579番地2																						
琴浦町赤碕勤労者体育センター	琴浦町大字太一垣43番地1																						
略																							
琴浦町立東伯武道館																							
琴浦町東伯勤労者体育センター																							
琴浦町赤碕勤労者体育センター																							

(単位：円)

施設名	利用者区分	使用料		
		区分	施設使用料	照明使用料
略				
町立東伯武道館	町内	1時間につき	160	220
	町外	1時間につき	330	440

(単位：円)

施設名	利用者区分	使用料			
		区分	施設使用料	照明使用料	
略					
町立東伯武道館	町内	1時間につき	160	220	
	町外	1時間につき	330	440	
東伯勤労者体育センター	町内	一般	1時間につき	160	440
		中学生以下	1時間につき	無料	
	町外	一般	1時間につき	330	880
赤碕勤労者体育センター	町内	一般	1時間につき	160	440
		中学生	1時間につき	無料	

略					

	以下			
町外	一般	1時間につき	330	880
略				

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

琴浦町カウベルホール条例の廃止について

別紙のとおり、琴浦町カウベルホール条例を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年 2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町条例第 号

琴浦町カウベルホール条例を廃止する条例

琴浦町カウベルホール条例(平成18年琴浦町条例第68号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号

琴浦町人権尊重の社会づくり条例について

別紙のとおり、琴浦町人権尊重の社会づくり条例を制定することについて、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条  
の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

## 琴浦町人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人一人は、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身その他の事由により、人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人一人が自分ごととして考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全てのもの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について、必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(琴浦町あらゆる差別をなくする条例の廃止)
- 2 琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)は、廃止する。  
(琴浦町附属機関条例の一部改正)
- 3 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第2条関係)	別表第2(第2条関係)

名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
<u>人権尊重の社会 づくり審議会</u>	<u>琴浦町人権尊重の 社会づくり条例(令 和3年琴浦町条例 第 号)第10条第1 項に規定する事項</u>	<u>あらゆる差別を なくする審議会</u>	<u>琴浦町あらゆる差 別をなくする条例 (平成16年琴浦町条 例第125号)第8条 第1項に規定する 事項</u>
略		略	

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に廃止前の琴浦町あらゆる差別をなくする条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定に基づき任命されている委員は、この条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止前の条例の規定による任期の残存期間とする。

議案第7号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則の制定について

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町規則第 号

琴浦町学校給食費徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、琴浦町学校給食費徴収条例(令和3年琴浦町条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(学校給食費の額)

第3条 条例第3条第1項の一食当たりの学校給食費の額(以下「給食費単価」という。)は、次に掲げる額とする。ただし、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の一部の提供を受けることができないときは、給食費単価を調整することができる。

(1) 児童 285円

(2) 生徒 326円

(学校給食費の納入)

第4条 町長は、給食費単価に年間学校給食実施予定日数(年度の当初において当該年度に学校給食の実施を予定している日数をいう。)を乗じて得た額を基に年間納入計画を立て、保護者に通知するものとする。

2 保護者は、前項に規定する年間納入計画により、学校給食費を納入するものとする。

3 町長は、当該年度における各児童及び生徒の学校給食を受ける回数が確定したときは、当該年度の給食費の額(以下「精算金額」という。)を決定し、既に前項の規定により納入された額(以下「納入済額」という。)との差額を精算するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、町長は、特に必要と認めるときは、別に納入額及び納入期限を定めることができる。

(学校給食費の還付)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、納入した学校給食費の還付をすることができる。

- (1) 児童若しくは生徒が死亡した場合又は琴浦町外の学校に転校した場合
- (2) 精算金額が納入済額を下回った場合
- (3) 町長がやむを得ない事情があると認める場合  
(学校給食費に相当する経費の徴収)

第6条 条例第5条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 児童に準じた学校給食を提供した場合 一食につき 296 円
- (2) 生徒に準じた学校給食を提供した場合 一食につき 337 円

2 前2条の規定は、前項の経費の徴収について準用する。

(学校給食の試食等に係る経費の徴収)

第7条 町長は、学校給食の普及充実を図ることを目的とした試食その他臨時に学校給食を提供したときは、その都度、前条第1項に規定する額を徴収する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

議案第 8 号

琴浦町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について

琴浦町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

琴浦町立学校給食センター管理運営規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>調理及び配送</u>に関すること。</p> <p>(3) 献立作成、衛生管理及び栄養その他の調理研究に関すること。</p> <p>(4) <u>施設及び設備</u>の管理に関すること。</p> <p>(5) <u>食数管理及び給食費の徴収</u>に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(食器の回収)</p> <p>第16条 給食後の食器は、必ずその日のうちに回収しなければならない。回収に際しては、員数を点検し、破損、紛失のあった場合は、学校の<u>確認</u>を得て、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調理及び<u>輸送</u>に関すること。</p> <p>(3) 献立作成、<u>調理指導</u>、衛生管理及び栄養その他の調理研究に関すること。</p> <p>(4) <u>施設、設備</u>の管理に関すること。</p> <p>(5) <u>給食会計経理その他一般事務</u>に関すること。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>(食器の回収)</p> <p>第16条 給食後の食器は、必ずその日のうちに回収しなければならない。回収に際しては、員数を点検し、破損、紛失のあった場合は、学校の<u>認印</u>を得て、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(給食費の額)</u></p>

第19条 この規則に定めるもののほか、学校給食センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第19条 給食費は月額とし、小学校児童、中学校生徒、職員その他の給食費の区分による。給食費の額は、運営審議会で審議し、教育委員会が決定する。

(給食費の徴収)

第20条 給食費の負担責任者は保護者とし、集金については各学校長と学校給食センター所長が連携してこの任に当たる。

(給食費の払戻し)

第21条 連絡済の3日以上にわたる欠食児童生徒及び年間給食予定日数に満たない休食校に対しては、給食費の払戻しを行うものとする。

(公簿書類)

第22条 給食センターに備え付ける公簿及び書類は、次のとおりとする。

出納簿、給食日誌、備品台帳、文書綴、出張命令簿、時間外勤務命令簿、献立表綴、会計関係書類

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9 号

琴浦町障がい児就学指導委員会運営規則の廃止について

別紙のとおり、琴浦町障がい児就学指導委員会運営規則を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町障がい児就学指導委員会運営規則を廃止する規則

琴浦町障がい児就学指導委員会運営規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第16号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第10号

琴浦町カウベルホール管理運営規則の廃止について

別紙のとおり、琴浦町カウベルホール管理運営規則を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和3年 2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和3年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町カウベルホール管理運営規則を廃止する規則

琴浦町カウベルホール管理運営規則(平成18年琴浦町教育委員会規則第5号)は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

琴浦町学校給食等補助金交付要綱の廃止について

琴浦町学校給食等補助金交付要綱を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町内訓第 号

琴浦町学校給食等補助金交付要綱を廃止する要綱

琴浦町学校給食等補助金交付要綱(平成24年琴浦町内訓第36号)は、廃止する。

附 則

この内訓は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部改正について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の一部を改正する訓令

琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給方法等) 第8条 略 2 略 3 第3条第1項第9号に規定する経費については、 <u>直接町に支払うものとする。</u>	(支給方法等) 第8条 略 2 略 3 第3条第1項第9号に規定する経費について <u>学校長からの請求により学校給食会の口座に振り込むものとする。</u>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第13号

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部改正について

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年琴浦町教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定要件等)</p> <p>第2条 琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は保護者から校区外就学及び区域外就学の<u>申立て</u>があったときは、<u>別表第1欄に掲げる認定要件の区分に応じ、同表第2欄に掲げる認定期間の範囲内で承認することができる。</u></p>	<p>(認定要件)</p> <p>第2条 琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は保護者から校区外就学及び区域外就学の<u>申立</u>があったときは、<u>次の各号の定めるところにより、変更することが相当であると認めるときは、承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>学年中途等の転居の場合(学年中途で転居し、通学に支障がない場合。住宅の新築・改築、その他の理由のために短期間校区外及び区域外から通学する場合。)</u></p> <p>(2) <u>小学生の保護者がともに仕事に従事し、児童の下校後に保護者がいない事情にある者で、一定の条件による場合</u></p> <p>(3) <u>修学旅行や学校行事などを直前に控え、児童生徒の教育に有効である場合</u></p> <p>(4) <u>児童生徒の心身の事情により、指定学校へ通学することが困難であり、</u></p>

<p>(委任)</p> <p>第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p>	<p><u>その事情に即応した他の学校への就学を希望する場合</u></p> <p>(5) <u>通学の利便性など地理的事情による場合</u></p> <p>(6) <u>地震等の自然災害による場合</u></p> <p>(7) <u>住民票の異動届ができない場合</u></p> <p>(8) <u>いじめや不登校等による場合</u></p> <p>(9) <u>部活動等学校独自の活動等による場合</u></p> <p>(認定期間)</p> <p>第3条 前条で承認する期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>直近の学期末までとするが、最終学年に在籍している児童・生徒については、学年末までとする。</u></p> <p>(2) <u>特別の理由がある場合は、別に協議する。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成20年6月1日から施行する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱の一部を次のように改正する。

附則の次に次の表を加える。

別表(第2条関係)

1 認定要件	2 認定期間	
	校区外就学	区域外就学
(1) 学年中途等の転居の場合	卒業まで	次の各号に定める期間とする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。
(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)	短期間とし、認定要件解消まで	
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在	卒業まで	

地の指定校に就学を希望する場合		(1) 最終学年に在籍している児童生徒 学年末まで (2) 前号以外の児童生徒 学期末まで	
(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合	卒業まで		
(5) 通学の利便性等地理的事情による場合	卒業まで		
(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続ができない場合	卒業するまでを限度とし、認定要件解消まで		
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	卒業まで		
(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合	卒業まで		
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	卒業まで		-
(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合	卒業まで		

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(以下「新要綱」という。)の規定による申立手続及びこれに対する承認手続その他の行為は、この訓令の施行の日前(以下「施行日前」という。)においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新要綱第2条の規定にかかわらず、施行日前に認定を受けた者に対する認定期間の適用は、なお従前の例による。

議案第14号

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱の制定について

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、心身障がい児の適正な就学に向け、当該障がいの状況に応じた教育措置について審査判別するために必要な経費に係る保護者の負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付等)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、東伯郡就学指導推進協議会規約第4条第1号の規定により設置される東伯郡就学指導委員会に提出する資料として必要な医師の診断書(当該年度発行分に限る。)の交付を受け、かつ、補助金の交付申請時において、町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている児童の親権者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付は、1年度につき1回限りとし、当該補助金の額は、3,000円を限度とする。

3 補助事業等は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 医師の診断書

(2) その他町長が必要と認める書類

(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(実績報告)

第6条 規則第16条第1項の規定による報告は、第4条に規定する申請書に添付する書類をもって報告とみなすものとする。

(交付決定等)

第7条 町長は、第4条及び前条による申請及び報告があったときは、速やかに審査を行い、適正と認められるときは、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに琴浦町就学指導に係る診断書料補助金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付条件に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

〒  
(申請者)住 所  
氏 名 (※)  
(※)本人が手書きしない場合は、  
記名押印してください。  
電話番号 ( ) -

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付申請書

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

児 童 名	
就学希望校	
添 付 書 類	(1) 医師の診断書 (2) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

琴浦町長

印

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました琴浦町就学指導に係る診断書料補助金については、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので、通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額

金 円

3 交付額の確定

補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

琴浦町長 様

〒  
(申請者)住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 ( ) -

琴浦町就学指導に係る診断書料補助金請求書

年 月 日付けで交付決定及び額の確定通知のあった琴浦町就学指導に係る診断書料補助金を受給したく、琴浦町就学指導に係る診断書料補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 店 金庫 所 組合						
預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		( )			
口座番号							左詰で記入

議案第15号

琴浦町中学生英語検定補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町中学生英語検定補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町訓令第 号

琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱(平成30年琴浦町訓令第19号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象 経費	4 補助 率	5 補助 限度 回数	1 補助 事業	2 補助 対象 者	3 補助 対象 経費	4 補助 率	5 補助 限度 回数
英語 検定 <u>準2</u> <u>級</u> 、 <u>3級</u> 及び <u>4級</u> の受 検	町立 中学 校に 在籍 して いる 生徒 及び 町内 在住 の中 学生	英語 検定 <u>準2</u> <u>級</u> 、 <u>3級</u> 及び <u>4級</u> の受 検に 係る 検定 料	2分 の1	補助 金の 交付 回数は、 <u>同一</u> <u>級に</u> <u>おい</u> <u>て一</u> <u>年度</u> <u>につ</u> <u>き1</u> <u>回限</u> <u>りと</u> <u>す</u> <u>る。</u>	英語 検定 <u>3級</u> の受 検	町立 中学 校に 在籍 して いる 生徒 及び 町内 在住 の中 学生	英語 検定 <u>3級</u> の受 検に 係る 検定 料	2分 の1	補助 金の 交付 回数は、 一年 度につ き1回 限り とす る。

第2条 琴浦町中学生英語検定料補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号中「

保護者（氏名）㊟  
（電話番号）

」を「

保護者（氏名）(※)  
(※)本人が手書きしない場合は、  
記名押印してください。  
（電話番号）

」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

琴浦町共同学校事務室運営要綱の一部改正について

琴浦町共同学校事務室運営要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町共同学校事務室運営要綱の一部を改正する訓令

琴浦町共同学校事務室運営要綱(令和2年琴浦町教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第7条 校長の権限に属する事務のうち、室長に専決させることができる事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>学校徴収金システムの運用に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第7条 校長の権限に属する事務のうち、室長に専決させることができる事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>共同学校事務室に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校に配分された予算における物品の購入及び検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校に配分された予算の収支の原因となる行為について決裁を得た収入の通知及び支出の命令に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>保存年限を経過した文書の廃棄に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>

2及び3 略

2及び3 略

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

令和2年度補正予算要求について

令和2年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和2年度歳出予算要求【補正第14号】

教育総務課

2 総務費	1 総務管理費	12 新型コロナウイルス感染症対策費	学校保健特別対策事業
補正要求額 5,600 千円 17 備品購入費 5,600 千円			・新型コロナウイルス感染症対策用備品
9 教育費	2 小学校費	2 教育振興費	一般教育振興費
補正要求額 500 千円 10 消耗品費 100 千円 17 備品購入費 400 千円			・図書用消耗品 ・児童図書
9 教育費	5 保健体育費	4 給食センター運営費	学校給食事業
補正要求額 805 千円 13 借上料 555 千円 18 負担金 250 千円			・給食費管理システム借上料 ・給食費未収額負担金

補正理由

国の第3次補正予算による学校保健特別対策事業費補助金を活用(補助率1/2)  
 町内企業から小学校図書館の充実のための寄附金を受けたことによるもの  
 学校給食費公会計化に伴うもの

令和2年度歳出予算要求【補正第14号】

社会教育課

9 教育費	4 社会教育費	2 公民館費	成美地区公民館事業
補正要求額 704 千円			
14 工事請負費		704 千円	・成美地区公民館浄化槽廃止工事

補正理由

現在成美地区公民館は、浄化槽の不具合により、トイレ使用を停止している。早期に復旧するため、1月臨時議会で補正を計上したが、公共下水道の本管工事の実施が困難であることが判明したため、工法の変更(工事費増額)が必要となった。

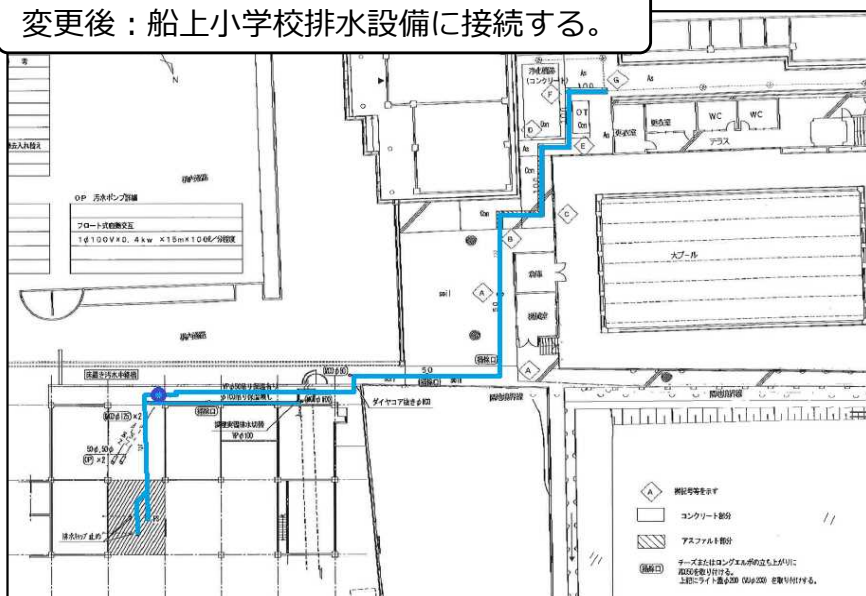
宅内配管工事は予算流用を含めた既存予算で早期に対応し、浄化槽廃止工事を3月議会で補正計上する。

変更前：本管工事後、公共枅に接続す



工法  
配管延長 48メートル  
公共枅へ接続  
浄化槽廃止

変更後：船上小学校排水設備に接続する。



工法  
配管延長 114メートル  
枅を設置し、ポンプにより  
圧送、途中より埋設配管に  
より船上小学校排水設備  
に接続

■令和2年度 歳出予算要求【補正第14号】

人権・同和教育課

款	項	目	事業
12 諸支出金	1 諸費	1 国県支出金返納金	1155国県支出金返納金
補正要求額	658 千円	658 千円	令和元年度鳥取県隣保館運営費等補助金返納金 交付決定額 12,837千円 確定見込額 12,179千円
23 償還金、 利子及び割 引料			

合計要求額 658 千円

議案第18号

令和3年度予算要求について

令和2年度教育費予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の見解を求めらる。

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

議案第19号

財産の取得について（斎尾廃寺跡保存・活用用地）

次のとおり、斎尾廃寺跡保存・活用用地を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

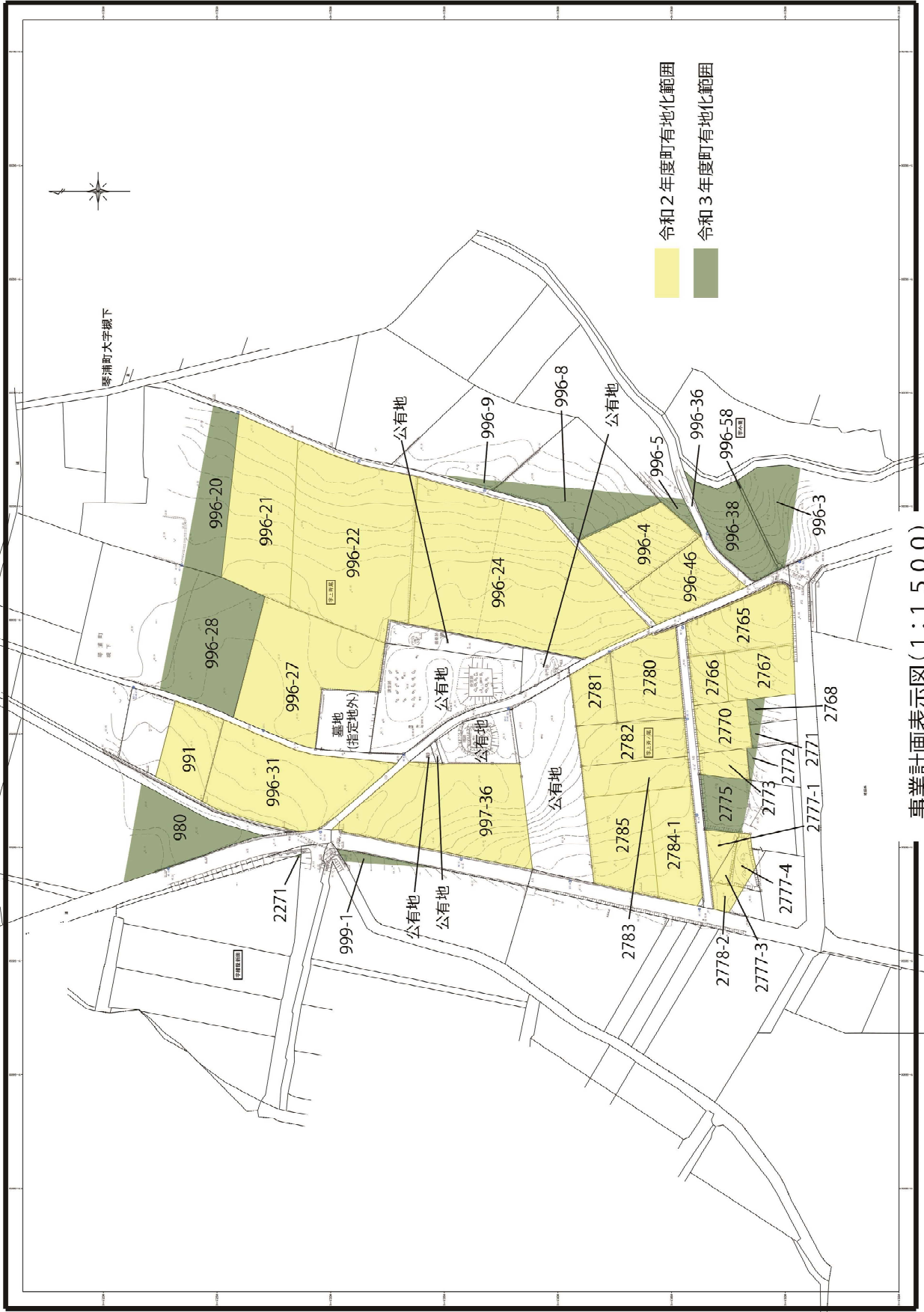
- 1 取得財産名 斎尾廃寺跡保存・活用用地
- 2 取得場所 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下997番地36ほか23筆
- 3 取得面積 30,027 m<sup>2</sup>
- 4 買収金額 一金 87,078,300 円
- 5 契約者 個人20名

令和3年 2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和2年度特別史跡齋尾廃寺跡追加指定地買上げ対象地一覧表

番 号	(所在地)地番	地目	面積
1	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-4	畑	1,040 m <sup>2</sup>
2	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-21	畑	2,100 m <sup>2</sup>
3	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-22	畑	3,808 m <sup>2</sup>
4	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-24	畑	5,238 m <sup>2</sup>
5	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-27	畑	2,534 m <sup>2</sup>
6	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-31	畑	2,311 m <sup>2</sup>
7	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 996-46	畑	969 m <sup>2</sup>
8	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 997-36	畑	2,732 m <sup>2</sup>
9	東伯郡琴浦町槻下字上斉尾 991	畑	819 m <sup>2</sup>
10	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2765	畑	1,006 m <sup>2</sup>
11	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2766	畑	336 m <sup>2</sup>
12	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2767	畑	649 m <sup>2</sup>
13	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2770	畑	500 m <sup>2</sup>
14	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2773	畑	246 m <sup>2</sup>
15	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2777-1	畑	176 m <sup>2</sup>
16	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2777-3	畑	84 m <sup>2</sup>
17	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2777-4	原野	183 m <sup>2</sup>
18	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2778-2	畑	125 m <sup>2</sup>
19	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2780	畑	1,069 m <sup>2</sup>
20	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2781	畑	498 m <sup>2</sup>
21	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2782	畑	823 m <sup>2</sup>
22	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2783	畑	638 m <sup>2</sup>
23	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2784-1	畑	961 m <sup>2</sup>
24	東伯郡琴浦町槻下字上斉ノ尾 2785	畑	1,182 m <sup>2</sup>
	合 計		30,027 m <sup>2</sup>



事業計画表示図(1:1500)

## 議案第20号

### 学校給食費不納欠損処分について

琴浦町学校給食費滞納整理等事務処理要綱第7条第2号の規定に基づき、下記のとおり不納欠損処分としたいので、本委員会の承認を求める。

- 1 対象者 平成19年度赤碕中学校在籍生徒及び  
平成19年度成美小学校在籍児童の保護者
- 2 金額 76,322円
- 3 理由 当該給食費にかかる時効の期間が経過し、滞納者が時効の援用をしたため

令和3年2月25日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

議案第 2 1 号

学校給食費不納欠損処分について

琴浦町学校給食費滞納整理等事務処理要綱第 7 条第 2 号の規定に基づき、  
下記のとおり不納欠損処分としたいので、本委員会の承認を求める。

- 1 対象者 平成19年度、21年度赤碕中学校在席生徒の保護者
- 2 金額 77,434円
- 3 理由 当該給食費にかかる時効の期間が経過し、滞納者が時効の援用をしたため

令和 3 年 2 月 2 5 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治